

医療観察法施行後3年を経過して—その現状と課題— 座長の要約

座長 平野 誠

第62回国立病院総合医学会
(平成20年11月12日 於東京)

IRYO Vol. 64 No. 3 (197-198) 2010

キーワード 医療観察法, 施行状況, 5年後見直し

平成15年の医療観察法制定とともにわが国における本格的な司法精神科医療が導入された。強制医療における法律モデルと医療モデルの融和が期待され、文字どおり国の政策医療であり、かつ一般精神科医療が相対的に低い医療コストに遇されてきたわが国において、精神科医療の未来形を内包する手厚い医療である。国立病院機構精神グループの施設にはこの医療を担って行く使命が課せられている。法施行後早くも丸3年が経過し、5年後の見直しへ向けた検証と提言が求められる重要な時期にさしかかっている。本シンポジウムでは3年間の実践から、その現状と課題をテーマに企画された。

まず、国の立場から厚生労働省の医療観察法医療体制整備推進室の得津馨氏より制度運用面について報告された。とくに指定入院医療機関の整備・病床確保が課題であり、指定通院医療機関の確保、鑑定・判定の質の向上、円滑な地域処遇への移行等の問題点が指摘された。次に、指定入院医療機関の立場から国立精神・神経センター病院の平林直次氏が指定入院医療機関16施設へのアンケート調査の結果を報告された。入院日数の平均値が620日と推計され、既に国の入院処遇ガイドラインに示された18カ月よ

り長期化している実態から、その要因分析と新規入院受け入れ機能の低下回避の必要性が指摘された。次に、社会復帰調整官の立場から東京保護観察所の東條敏子氏に、申し立てから処遇終了までの実践から得られたさまざまな課題について報告された。最後に、国立病院機構東尾張病院の八木深氏により、日本司法精神医学会の法制度に関する検討委員会内での討議を踏まえて、医療観察法の平成22年度再検討を見据えた包括的な論点整理がなされた。

法施行後3年を経て、指定医療機関の整備を除けば概ね良好な運用がなされていると評価できよう。また医療観察法医療システムの入口から出口までの問題点と課題はほぼ出尽くしていると考えられる。以下に列記してみると、1) 審判時(鑑定時)診断への疑義ケースが一定割合でみられ、医療観察法鑑定の標準化が求められる、2) 統計によると当初審判で入院、通院、不処遇の各決定数割合に著しい地域差が認められる、3) 指定入院医療機関の病床充足は喫緊の課題であり、自治体立病院での整備と小規模ユニットタイプの検証が今後必要、4) 通院処遇については医療経済的裏打ちを含めて課題が多い、5) 既に長期入院化する群が一定割合で認めら

国立病院機構肥前精神医療センター 精神科
別刷請求先：平野 誠 国立病院機構肥前精神医療センター 院長
〒842-0104 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160
(平成22年3月1日受付、平成22年4月9日受理)

The Enforcement Status of the Medical Treatment and Supervision Act for Three Years : Current Situation and Problem
Makoto Hirano, NHO Hizen Psychiatric Center

Key Words: the medical treatment and supervision act, enforcement status, quinquennial revision

れ、退院促進とともに、病床不足と相俟って制度破綻を回避する方策が求められる、6) 社会復帰調整官の役割は大きく、一方で指定入院・通院医療機関が偏在している現状では、帰住地への円滑な社会復帰をする上で支障が多く、社会復帰調整官の絶対数の不足は否めない、とまとめられる。

社会復帰、退院を促進することが司法精神科医療の目的であり、司法精神科医療を特殊で孤立化した医療にしてはならない。今後さらに、法施行5年後

の見直しに向けて、医療観察法の理念やガイドラインに即した実践がなされているか、新しい治療技法の開発を含めて一般精神医療水準の向上に資する成果が得られているか、今後の制度維持と発展を図るために必要な課題は何かなどの検証が必要である。

本稿は第62回国立病院総合医学会にて発表した内容に加筆したものである。